

# 岩瀬大町・新川町通り修景等整備事業

[応募者] 氏名：富山市都市整備部都市再生整備課 / 勤務先名：富山市役所 / 勤務先住所：富山県富山市新桜町7番38号 / 連絡先(勤務先)：TEL(076)443-2112 FAX(076)443-2190 富山市都市整備部都市再生整備課 粟島 Email: awashima.masanori@city.toyama.lg.jp

### [応募理由]

岩瀬地区は、重要文化財に指定されている森家をはじめ、江戸時代後期から明治時代にかけて、北前船交易が繁盛を極めた頃の回船問屋が多く残り、歴史的な風情が感じられる地域であるが、近年これらの中には、老朽化が進み、歴史的な街並みがそこなわれかねないようきょうとなってきた。

このため、この歴史的な街並み保存対策の一環として、大町・新川町通りの歴史的街並みに調和した街路の修景整備を進めると共に、通り沿いの伝統的家屋等を修景し、街並み形成を進めるための補助制度を設け、一定の成果をあげている。

平成18年4月に、富山ライトレールが開業したことも併せ、全国各地から大勢の観光客が、ここ岩瀬を訪れており、おおいに活気づいている。

### [作品または活動の概要]

#### ①街並み修景等整備事業補助制度

まちづくり交付金事業の提案事業

伝統的家屋修景事業：明治期に建てられた東岩瀬回船問屋型、

伝統的町屋型又は防火土蔵造り型等の伝統的家屋の建築物外観等の維持や保全を行う場合に費用の一部を助成する。

一般建築物等修景事業：伝統的家屋でない建築物等で、歴史的な街並み景観との調和を図り、景観形成に寄与する工事などを行う場合に費用の一部を助成する。

空家活性化事業：空家になっている建築物を店舗、飲食店等にするため修繕又は模様替えし、街並みの活性化を図る場合に、費用の一部を助成する。

#### ②歴史的街並みに調和した街路の修景整備

まちづくり総合支援事業(H15)、まちづくり交付金事業(H16から)

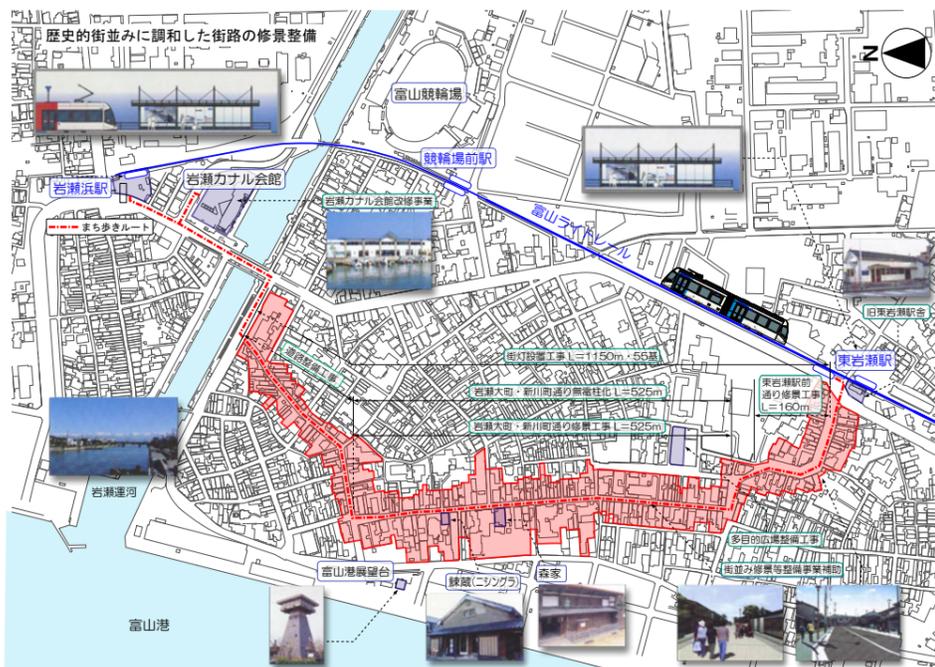
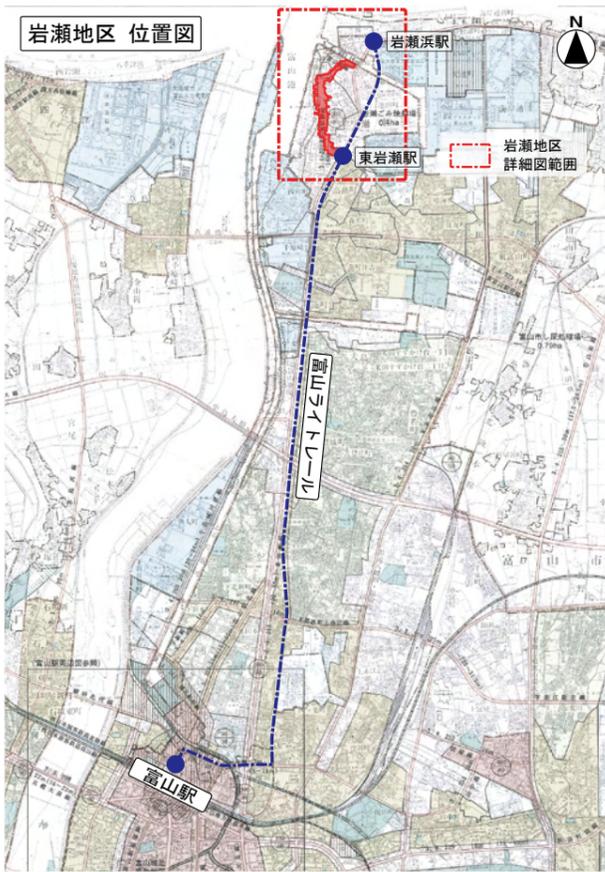
- ・岩瀬大町・新川町通り修景工事、無電柱化工事
- ・東岩瀬駅前通り歩道修景工事、旧東岩瀬駅舎改修工事
- ・街灯設置工事、サイン設置工事、多目的広場整備工事
- ・岩瀬カナル会館改修工事

### [作品または活動の特色]

岩瀬地区の街並みを生かしたまちづくりの基本的な方向を検討するため、平成11年度に地域住民主体で、「岩瀬大町・新川町通り町並整備推進協議会」が設立され、富山市では、まちづくりの専門家を派遣するなどその活動を支援した結果、平成13年度には、街並修景整備の方針が策定され、その方針に基づき、大町・新川町通りの歴史的街並みに調和した整備に取り組んでいる。

街並み修景等整備事業補助制度の執行にあたっては、修景補助基準を定めるとともに、修景計画の参考としていただくため、岩瀬地区の街並みの特徴や、スムシコ、出格子、大戸などの伝統的家屋の構成要素を解説した「街並み修景等のガイドブック」を作成している。

また、平成15年度から、大町・新川町通りの歴史的街並みに調和した街路整備を行うとともに、この街並みを維持・保全するため、街灯、無電柱化、サイン等の公共施設整備も平成18年3月に完成している。



#### 伝統的家屋修景事業

明治期などに建てられた東岩瀬回船問屋型、伝統的町屋型又は防火土蔵造り型等の伝統的家屋の外観等の維持や保全を行う場合に、費用の一部を助成します。

| 建築物  | 補助率    | 補助額     |
|------|--------|---------|
| 外観修繕 | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 外壁   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 屋根   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 土蔵   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 外構   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 修繕   | 補助率70% | 補助額30万円 |

#### 一般建築物等修景事業

伝統的家屋でない建築物等で、歴史的な街並み景観との調和を図り、景観形成に寄与する工事などを行う場合に、費用の一部を助成します。

| 建築物  | 補助率    | 補助額     |
|------|--------|---------|
| 外観修繕 | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 外壁   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 屋根   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 土蔵   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 外構   | 補助率70% | 補助額30万円 |
| 修繕   | 補助率70% | 補助額30万円 |

#### 空家活性化事業

空家になっている建築物を店舗、飲食店等にするため修繕又は模様替えし、街並みの活性化を図る場合に、費用の一部を助成します。

| 建築物 | 補助率    | 補助額      |
|-----|--------|----------|
| 店舗  | 補助率50% | 補助額300万円 |
| 飲食店 | 補助率50% | 補助額300万円 |
| 修繕  | 補助率50% | 補助額300万円 |

#### 伝統的家屋修景補助基準

1. 外観修繕：外観、屋根、土蔵等の修繕を目的とする。内装の修繕は補助対象外とする。2. 外壁：外壁の修繕を目的とする。3. 屋根：屋根の修繕を目的とする。4. 土蔵：土蔵の修繕を目的とする。5. 外構：外構の修繕を目的とする。6. 修繕：修繕を目的とする。7. 補助率：補助率は70%とする。8. 補助額：補助額は30万円とする。9. 申請期間：申請期間は平成18年3月31日までとする。10. 申請書類：申請書類は、申請書、写真、見積書、設計図等とする。11. 申請場所：申請場所は、富山市役所都市再生整備課とする。12. 申請方法：申請方法は、申請書と申請書類を提出する。13. 申請料：申請料は、申請書1枚につき100円とする。14. 審査期間：審査期間は、申請書提出日から2週間とする。15. 審査結果：審査結果は、審査完了後2週間以内に出す。16. 補助金交付：補助金は、審査完了後2週間以内に出す。17. 補助金使途：補助金は、修繕等にのみ使用する。18. 補助金返還：補助金は、修繕完了後2週間以内に出す。19. 補助金返還率：補助金返還率は、補助金交付額の10%とする。20. 補助金返還期：補助金返還期は、補助金交付日から2年間とする。

#### 一般建築物等修景補助基準

1. 外観修繕：外観、屋根、土蔵等の修繕を目的とする。内装の修繕は補助対象外とする。2. 外壁：外壁の修繕を目的とする。3. 屋根：屋根の修繕を目的とする。4. 土蔵：土蔵の修繕を目的とする。5. 外構：外構の修繕を目的とする。6. 修繕：修繕を目的とする。7. 補助率：補助率は70%とする。8. 補助額：補助額は30万円とする。9. 申請期間：申請期間は平成18年3月31日までとする。10. 申請書類：申請書類は、申請書、写真、見積書、設計図等とする。11. 申請場所：申請場所は、富山市役所都市再生整備課とする。12. 申請方法：申請方法は、申請書と申請書類を提出する。13. 申請料：申請料は、申請書1枚につき100円とする。14. 審査期間：審査期間は、申請書提出日から2週間とする。15. 審査結果：審査結果は、審査完了後2週間以内に出す。16. 補助金交付：補助金は、審査完了後2週間以内に出す。17. 補助金使途：補助金は、修繕等にのみ使用する。18. 補助金返還：補助金は、修繕完了後2週間以内に出す。19. 補助金返還率：補助金返還率は、補助金交付額の10%とする。20. 補助金返還期：補助金返還期は、補助金交付日から2年間とする。

#### 空家活性化補助基準

1. 店舗：店舗の修繕を目的とする。2. 飲食店：飲食店の修繕を目的とする。3. 修繕：修繕を目的とする。4. 補助率：補助率は50%とする。5. 補助額：補助額は300万円とする。6. 申請期間：申請期間は平成18年3月31日までとする。7. 申請書類：申請書類は、申請書、写真、見積書、設計図等とする。8. 申請場所：申請場所は、富山市役所都市再生整備課とする。9. 申請方法：申請方法は、申請書と申請書類を提出する。10. 申請料：申請料は、申請書1枚につき100円とする。11. 審査期間：審査期間は、申請書提出日から2週間とする。12. 審査結果：審査結果は、審査完了後2週間以内に出す。13. 補助金交付：補助金は、審査完了後2週間以内に出す。14. 補助金使途：補助金は、修繕等にのみ使用する。15. 補助金返還：補助金は、修繕完了後2週間以内に出す。16. 補助金返還率：補助金返還率は、補助金交付額の10%とする。17. 補助金返還期：補助金返還期は、補助金交付日から2年間とする。